

組合 記入欄	支給決定日数	日	支給決定額	円	専務理事	事務長		係

産前産後休業給付金支給申請書

組 合 員 が 記 入 す る と こ ろ	被 保 険 者 記 号		番 号				枝 番		
	出 産 し た 組 合 員 氏 名					生 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日 生	
	出 産 し た 年 月 日	令和	年	月	日	分娩の種類	出 産 ・ 死 産 (妊 娠 日)		
	出 産 予 定 年 月 日	令和	年	月	日	単胎・多胎 妊娠の別	単 胎 ・ 多 胎		
	振込先金融機関名					支店名			
	口 座 番 号	普通 当座 貯蓄	(右詰めでご記入ください)			フリガナ			
						名 義 人			
	関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様								
	関東信越税理士国民健康保険組合規約第13条の2に規定する産前産後休業給付金について、上記のとおり申請 します。								
	令和 年 月 日								
自宅住所 〒 -									
申請人氏名 電話 ()									
(組合員)									
所属事務所名 電話 ()									

事 業 主 が 証 明 す る と こ ろ	(1) 出産の ため休業した 期間	産 前	令和	年	月	日	～	年	月	日	日間
		産 後	令和	年	月	日	～	年	月	日	日間
	(2) (1) のうち労務に 服した日数	産 前	日間	支給 対象 日数	(3) (1) - (2)	(1) 産前：出産予定日より42日前（多胎分娩の時は98日）から出産日 産後：出産日の翌日から56日間の範囲内で事務所を休業した期間を記入 (2) (1) の期間内で、労務に服した日があればその合計日数を記入 ※労務に服した日（有給休暇を含む）は、支給対象日数から除きます。 (3) 休業1日について、2, 0 0 0円が支給されます。					
		産 後	日間		日間						
	上記の組合員記入欄及び事業主記入欄のとおり相違ないことを証明します。										
	令和 年 月 日										
	事務所所在地 〒 -										
	事務所名称 電話 ()										
	事業主氏名										

※裏面の注意事項をよくお読みください。
※申請に当たっては、この申請書に「母子健康手帳」の次のページの写しを添えてください。
①子の氏名と保護者の氏名（表紙） ②出生届出済証明のあるページ

《 注意事項 》

産前産後休業給付金は、出産した組合員が産前産後休業を取得した場合に支給されます。税理士国保では、組合員が出産にあたり少しでも安心して出産前後の休養ができるようにするために令和7年4月より設けられた制度です。

(1) 産前産後休業給付金が受けられる期間

産前産後休業給付金は、出産の予定日以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産の日の翌日以後56日目までの範囲内で休業した期間について支給されます。
※出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶を言います。

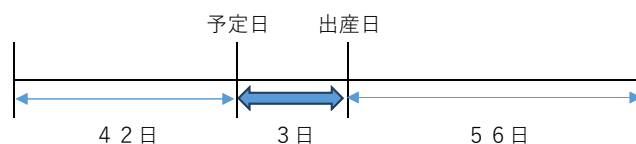
※出産日は産前期間に入ります。

(2) 出産が予定よりおくれた場合

予定日よりおくれて出産した場合は、実際に出産した日までの期間も支給されることになります。

（出産予定日以前42日＋出産予定日からおくれた出産日までの日数＋産後56日）

(2) の例 【実際の出産が予定より3日おくれた場合】



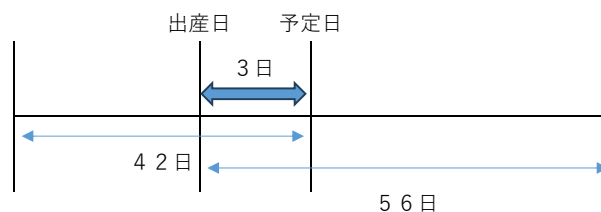
※遅れた期間についても支給対象となります。

★ 支給期間 = 42日 + 3日 + 56日

(3) 出産が予定よりはやくった場合

（出産予定日以前42日－出産予定日よりもはやった日数＋産後56日）

(3) の例 【実際の出産が予定より3日はやくった場合】



★ 支給期間 = 42日 - 3日 + 56日

(4) 支給される金額

休業1日について、2,000円が支給されます。（公休日を含む）

※休業期間中に労務に服した日がある場合（有給休暇を含む）は、支給対象日数から除きます。

※休業中に、組合員資格を喪失した場合は、加入期間内のみ支給対象となります。